

労働保険

継続事業一括申請の 手引き



埼玉労働局

継続事業の一括とは？

労働保険の保険関係は、個々の適用事業単位に成立するのが原則です。そのため、一つの会社でも支店や営業所等ごとに複数の保険関係が成立し、それぞれの事業について成立届の提出と労働保険料の申告が必要となりますが、事業主及び政府の事務処理の便宜と簡素化を図るため、一定の要件を満たす継続事業であれば、同一会社の支店や営業所等の労働保険料を一つの事業でまとめて申告納付をすることができます。これを継続事業の一括とといいます。

※ 被一括事業に所属する労働者が労災保険の請求等をする場合はそれぞれの事業を管轄する労働基準監督署へ行きます。

継続事業の一括の要件

- 継続事業であること
- 指定事業と被一括事業の事業主が同一であること
(事業主が法人の場合は同一法人の支店、営業所等に限る)
- それぞれの事業が『労災保険率表』による「事業の種類」が同じであること
- 保険関係区分^{*1}が同一であること

***1** それぞれの事業が次のいずれか1つのみに該当するものであること

1. 一元適用事業であって労災保険および雇用保険の両保険が成立しているもの
2. 二元適用事業のうち労災保険が成立している事業
3. 二元適用事業のうち雇用保険が成立している事業

※ 一元適用事業とは労災保険と雇用保険をまとめて1つの労働保険番号で成立する事業

※ 二元適用事業とは労災保険と雇用保険を別々の労働保険番号で成立する事業
(二元適用事業は都道府県および市町村の行う事業・建設業・農林水産業等)

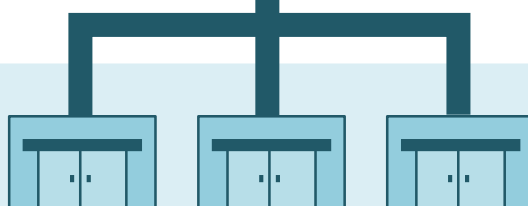
指定事業

指定事業として労働保険料を
一括して申告することができる



被一括事業

指定事業に付随する事業
(支店や営業所等)



支店や営業所等を新設したら……

被一括事業の保険関係成立届を提出する

(すでに、労働保険番号がある場合は成立届の提出は不要)



継続事業一括認可の申請をする



認可後

指定事業の概算保険料の基礎となる賃金見込額が
2倍を超えて増加かつ申告済概算保険料との差額
が13万円以上となった場合

指定事業の 増加概算保険料申告書

指定事業を管轄する労働基準監督署へ提出

すでに労働保険番号を
持っていた場合

被一括事業の精算をする 確定保険料申告書

被一括事業を管轄する労働基準監督署へ提出

目次

支店や営業所等を新設したら①	4
支店や営業所等を新設したら②	5
支店や営業所等を廃止・閉鎖したら	6
支店や営業所等の名称・所在地を変更したら	7
指定事業が移転したら	8
合併等で会社Aが会社Bを吸収した場合	9
事務組合加入から個別加入へ変更した場合	10
指定事業と被一括事業が入れ替わる場合	11
その他の事例	12
継続一括認可状況の照会方法	13

支店や営業所等を新設したら…… ①

被一括事業の保険関係成立届を提出する

- 「保険関係成立届(様式第1号)」を記入する。
- 支店や営業所等を管轄する労働基準監督署に提出する。

※ 窓口で継続事業一括申請をする予定である旨を明記します。

※ すでに労働保険番号がある場合は、成立届の提出は不要です。

様式第1号 (第4条、第64条、別則第2条関係)(1) (表面) 提出用

労働保険 〇: 保険関係成立届(継続) (事務処理委託届)
 1: 保険関係成立届(有期)
 2: 任意加入申請書(事務処理委託届)

3160

川口 労働局長 労働基準監督署長 公共職業安定所長 殿

ここに被一括事業の労働保険番号が付与される

332-0015 カワグチシ

カワグチ 町村名

2-10-2 丁目・番地

川口市 市・区・町名

川口 町村名

2-10-2 丁目・番地

サイタマロウトウ 名称・氏名

カフシキガイシヤ 名称・氏名

カワグチシテン 名称・氏名

048-252-3804 電話番号(市外局番)

埼玉労働 名称・氏名

株式会社 名称・氏名

川口支店 名称・氏名

9-3-4-1

10

11101000000-000

6000012070001

事業主氏名(法人のときはその名称及び代表者の氏名)
 埼玉労働株式会社
 代表取締役 労働 太郎

① 住所又は所在地 さいたま市中央区新都心1-2-15F
 ランド・アグリス・タワー15F
 氏名又は名称 埼玉労働株式会社

② 所在地 332-0015
 川口市川口2-10-2
 電話番号 048-252-3804

③ 事業名 埼玉労働株式会社
 川口支店

④ 事業の概要 作業服の販売
 小売業

⑤ 加入済の(イ) 労災保険 (労働) 3年4月1日
 ⑥ 保険関係成立年月日(雇用) 3年4月1日
 ⑦ 雇用保険 10人
 ⑧ 賃金総額の見込額

⑨ 所在地 川口市川口2-10-2
 ⑩ 委託事務組合 代取 労働太郎

⑪ 事業開始年月日 年月日
 ⑫ 事業廃止年月日 年月日
 ⑬ 建設の事業の積立金額 円
 ⑭ 立木の伐採の事業の薪材見込生産量 ストール

⑮ 住所又は所在地 川口市川口2-10-2
 ⑯ 発注者 氏名又は名称

継続一括申請をする予定であることを明記

被一括事業の住所・名称を記入
 ※ 指定事業の住所・名称を記入しないこと
 ※ 名称は会社名から記入(支店名・営業所名のみ記載は不可)

被一括事業の保険関係の成立年月日を記入
 ※ 労災保険・雇用保険がともに成立している場合は、労災保険の成立年月日を記入

指定事業の労働保険番号を記入

指定事業の所在地・名称を記入

被一括事業の所在地・名称を記入

被一括事業の事業内容を具体的に記入

被一括事業の保険関係の成立年月日を記入

被一括事業の労働者の中で雇用保険被保険者の人数を記入

被一括事業の労働者数を記入

法人番号を記入

支店や営業所等を新設したら…… ②

継続事業一括認可の申請をする

- 「継続事業一括認可・追加・取消申請書(様式第5号)」を記入する。
- 指定事業を管轄する労働基準監督署に提出する。

※ 指定事業の労働保険番号に対して初めて申請する場合は「新規」、2回目以降は「認可の追加」となります。

式第5号(第10条関係)

労働保険 継続事業一括認可・追加・取消申請書

提出用

種別 31640	※修正項目番号	① 下記のとおり継続事業の一括に係る <input checked="" type="radio"/> 新規 <input type="radio"/> 認可の追加
指定を受けることを希望する事業又は既に指定を受けている事業		
③ 労働保険番号 111010000000-000	② 申請年月日(元号:令和は9) 元号 - 年 - 月 - 日	④ 事業の種類 小売業
④ 所在地 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー15F	330-6016	⑤ 名称 埼玉労働株式会社
⑤ 名称 埼玉労働株式会社	048-600-6203	
1 申請書の指定事業に一括され又は一括を取消される事業	③ 労働保険番号 111024000000-000	④ 事業の種類 小売業
④ 所在地 川口市川口2-10-2	332-0015	⑤ 名称 埼玉労働株式会社 川口支店
⑤ 名称 埼玉労働株式会社 川口支店	048-252-3804	
2		
3		
4		

該当するものに
○印

指定事業の労働保
険番号・所在地・
名称等を記入

被一括事業の労働
保険番号を記入

被一括事業の所在地・名称を記入
※ 名称は会社名から記入
(支店名・営業所名のための記載は不可)

該当するものに
○印

埼玉労働局長 殿

事業主

さいたま市中央区新都心11-2
住所 ランド・アクシス・タワー15F
埼玉労働株式会社
氏名 代表取締役 労働 太郎
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

(3.3)



支店や営業所等を廃止・閉鎖したら

被一括事業の取消の申請をする

- ✓ 「継続事業一括認可・追加・取消申請書(様式第5号)」を記入する。
- ✓ 指定事業を管轄する労働基準監督署に提出する。

式第5号(第10条関係)

労働保険 継続事業一括認可・追加・取消申請書

提出用

種別 31640 申請項目番号

① 下記のとおり継続事業の一括に係る { 新規 } 認可の取消



「認可の取消」に○印

指定を受けることを希望する事業又は既に指定を受けている事業

③ 労働保険番号	111010000000-0000	② 申請年月日 (元号: 令和は9)	330-6016	④ 労働関係成立区分 (イ) 労災・雇用 (ロ) 労災 (ハ) 雇用	⑤ 事業の種類 (労災保険率表による)
④ 所在地	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー15F	郵便番号	048-600-6203	⑥ 事業の種類	小売業
⑤ 名称	埼玉労働株式会社	電話番号			

指定事業の労働保険番号・所在地・名称等を記入

③ 労働保険番号		承認コード		⑥ 整理番号	0006
④ 所在地	春日部市南3-10-13	郵便番号	048-735-5228	⑤ 事業の種類	小売業
⑤ 名称	埼玉労働株式会社 春日部支店	電話番号			

被一括事業の整理番号を記入
※ 整理番号は認可通知書または継続一括リスト(P.13)により確認する

③ 労働保険番号		承認コード		⑥ 整理番号	
④ 所在地		郵便番号		⑤ 事業の種類	
⑤ 名称		電話番号			

被一括事業の所在地・名称を記入
※ 認可通知書または継続一括リスト等で登録されている所在地・名称を記入する (支店名・営業所名のための記載は不可)

③ 労働保険番号		承認コード		⑥ 整理番号	
④ 所在地		郵便番号		⑤ 事業の種類	
⑤ 名称		電話番号			

③ 労働保険番号		承認コード		⑥ 整理番号	
④ 所在地		郵便番号		⑤ 事業の種類	
⑤ 名称		電話番号			

※認可・取消年月日 (元号: 令和は9) 元号 - 年 - 月 - 日 (項23)

※修正項目



「4」に○印

埼玉労働局長 殿

事業主

さいたま市中央区新都心11-2
住所 ランド・アクシス・タワー15F
埼玉労働株式会社
氏名 代表取締役 労働 太郎
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

(3.3)



支店や営業所等の名称・所在地を変更したら

被一括事業の名称・所在地変更届の提出をする

- 「継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届 (様式第5号の2)」を記入する。
- 指定事業を管轄する労働基準監督署に提出する。

様式第5号の2 (第10条関係)

労働保険
継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届

提出用

労働保険番号 31642

労働保険番号 11101000000-000

さいたま市中央区新都心11-2
ランド・アクセス・タワー15F
埼玉労働株式会社

電話番号 330-6016
048-600-6203

業種 小売業

整理番号 0005

360-0856 クマカヤシ

熊谷市
別府
5-95

サイタマアウトウ
カフシキカカイシヤ
クマカヤキタシテン
048-533-3611

埼玉労働株式会社
熊谷北支店

熊谷市箱田5-6-2 360-0014
埼玉労働株式会社 熊谷支店 048-522-5656

埼玉労働局長 殿

事業主
さいたま市中央区新都心11-2
住所 ランド・アクセス・タワー15F
埼玉労働株式会社
氏名 代表取締役 労働 太郎
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

該当するものに○印

指定事業の労働保険番号・所在地・名称等を記入

被一括事業の4ケタの整理番号を記入

※ 一括認可待ち等で整理番号が不明の場合、整理番号が通知された後に提出する

変更箇所のみ記入

※ 名称は会社名から記入する (支店名・営業所名などの記載は不可)
※ 変更しない箇所は記入不要

「2」に○印

変更前の被一括事業の名称・所在地を記入

※ 認可通知書、継続一括リスト等で登録されている変更前の所在地・名称を記入する
※ 必ず変更前の所在地と名称を両方とも記入すること

Case1

合併等で会社Aが会社Bを吸収した場合

吸収された会社Bを、すべて会社Aに一括することができます
(ただし、「労災保険料率表」の「事業の種類」が同じであること)。



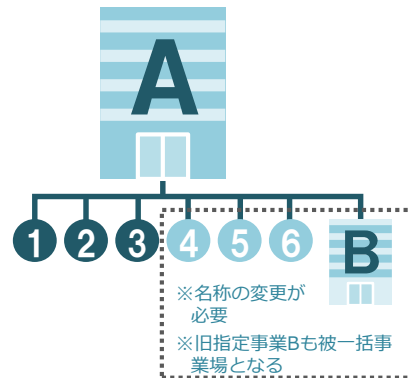
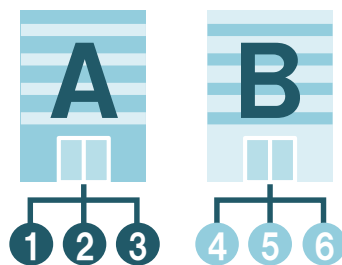
「継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届(様式第5号の2)」を記入する。



指定事業(会社A)を管轄する労働基準監督署に提出する。

※ 合併の事実が確認できる登記簿謄本又は合併契約書の写し等を添付してください。

※ 右図④～⑥の被一括事業場の会社名の変更が必要となるため、一括認可の通知の到着後に「継続被一括事業名称・所在地変更届」を提出します (P.7参照)。



※名称の変更が必要
※旧指定事業Bも被一括事業場となる

様式第5号の2 (第10条関係)

労働保険
継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届

提出用

労働保険番号 31642

労働保険番号 11301333333 - 000

所在地 さいたま市大宮区大成町1-525 330-0852
B 株式会社 (被吸収会社) 048-667-8609

事業の種類 小売業

労働者数 1000人

住所 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクセス・タワー15F
A 株式会社 330-6016 048-600-6203

労働保険番号 11101000000 - 000

住所 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクセス・タワー15F
A 株式会社
氏名 代表取締役 労働 太郎
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

埼玉 労働局長 殿

「指定事業の変更」に○印

(吸収される)会社Bの労働保険番号・名称・所在地等を記入

吸収された会社Bの労働保険番号は廃止となるので、保険料の精算が必要です。会社Bを管轄する労働基準監督署に「確定保険料申告書」を提出します。

「7」に○印

(吸収する)会社Aの名称・所在地等を記入

(吸収する)会社Aの労働保険番号を記入

Case2

事務組合加入から個別加入へ変更した場合

事務組合の被一括事業を、個別加入の労働保険番号に引き継ぐことができます。個別加入の労働保険の成立手続きをおこなった後、以下の手続きをします。

- ✓ 「継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届(様式第5号の2)」を記入する。
- ✓ 変更後の指定事業を管轄する労働基準監督署に提出する。

事務組合委託

個別加入



様式第5号の2 (第10条関係)

労働保険
継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届

提出用

種別 3 1 6 4 2

労働保険番号 1 3 3 0 1 9 0 0 0 0 1 - 0 0 1

所在地 さいたま市中央区新都心11-2
ランド・アクセス・タワー15F 330-6016
埼玉労働株式会社 048-600-6203

記入不要

労働保険番号 1 1 1 0 1 0 0 0 0 0 0 - 0 0 0

さいたま市中央区新都心11-2
ランド・アクセス・タワー15F 330-6016
埼玉労働株式会社 048-600-6203

事業主 さいたま市中央区新都心11-2
住所 ランド・アクセス・タワー15F
埼玉労働株式会社
氏名 代表取締役 労働 太郎
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

「指定事業の変更」に○印

変更前の指定事業の労働保険番号・名称・所在地等を記入

「9」に○印

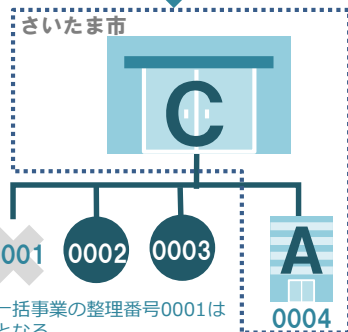
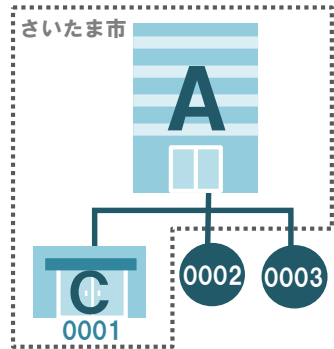
新たに指定事業となる変更後の指定事業の名称・所在地等および労働保険番号(個別加入)を記入

Case3

指定事業と被一括事業を入れ替える場合
(同一管轄内の入れ替えに限る)

- 「継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届(様式第5号の2)」を記入する。
- 指定事業を管轄する労働基準監督署に提出する。

※ 埼玉労働局の管轄区域についてはP.14をご参照ください。



※旧被一括事業の整理番号0001は欠番となる
※新被一括事業Aの整理番号が付与される

様式第5号の2 (第10条関係)

労働保険
継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届

提出用

届出番号 31642

労働保険番号 11101333333-000

所在地 さいたま市大宮区大成町1-525
埼玉労働株式会社 A 営業所

電話番号 330-0852
048-667-8609

業種 小売業

「指定事業の変更」に○印

旧指定事業Aの労働保険番号・名称・所在地等を記入

記入不要

「6」に○印

新たに指定事業となるCの4ケタの整理番号を記入

新たに指定事業となるCの名称・所在地等を記入

さいたま市中央区新都心11-2
ランド・アクシス・タワー15F
埼玉労働株式会社 C 営業所

電話番号 330-6016
048-600-6203

整理番号 0001

埼玉労働局長 殿

さいたま市中央区新都心11-2
住所 ランド・アクシス・タワー15F
埼玉労働株式会社
氏名 代表取締役 労働 太郎
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

「指定事業の変更」に○印

旧指定事業Aの労働保険番号・
名称・所在地等を記入

「6」に○印

新たに指定事業となるCの
4ケタの整理番号を記入

新たに指定事業となるCの名称・所在地等を記入

Case4

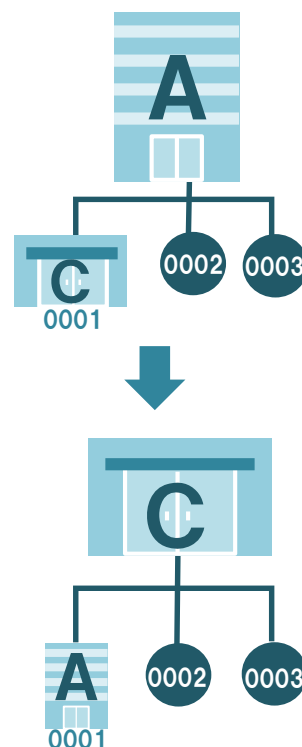
指定事業と被一括事業を入れ替える場合 (管轄が変わる入れ替え)

✓ 指定事業をAからCへ変更するための「名称、所在地等変更届(様式第2号)」を、**Cを管轄する**労働基準監督署に提出する(P.8参照)。

✓ 被一括事業をCからAへ変更するための「継続事業一括変更申請書/継続被一括事業名称・所在地変更届(様式第5号の2)」を、**Cを管轄する**労働基準監督署に提出する(P.7参照)。

※ 管轄が変わる場合は、指定事業の労働保険番号の変更を伴うため、Case3の手続きではできません。

※ AとCが実際に移転するわけではありませんが、登録内容を入れ替えるため、それぞれの名称、所在地を変更します。



Case5

指定事業が移転したが、一部事業が残る場合

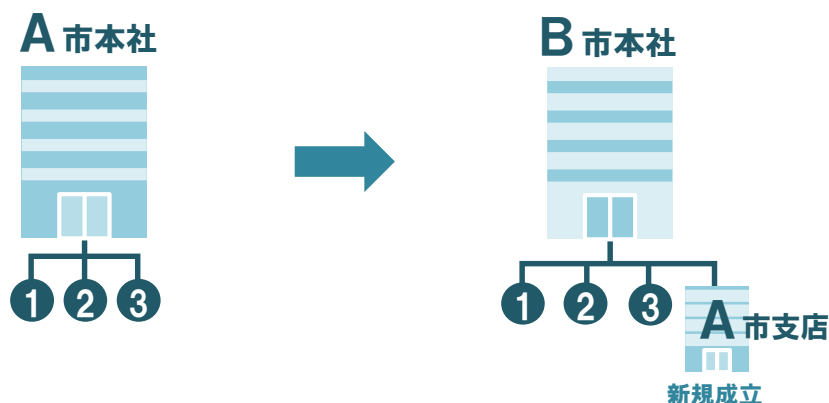
✓ 指定事業をA市からB市へ住所変更するための「名称、所在地等変更届(様式第2号)」を、**B市を管轄する**労働基準監督署に提出する(P.8参照)。

※上記の手続きによりA市の労働保険番号が廃止となるため、新たに以下の手続きも必要となります(A市に残る事業場の新規成立、認可の追加)。

✓ A市に残る事業場の「保険関係成立届(様式第1号)」を、**A市を管轄する**労働基準監督署に提出する(P.4参照)。

✓ A市に残る事業場をB市の指定事業に一括するための「継続事業一括認可・追加・取消申請書(様式第5号)」を、**B市を管轄する**労働基準監督署に提出する(P.5参照)。

本社がA市からB市に移転したが、A市の旧本社に支店が残るような場合



継続一括認可状況の照会方法

認可状況を一覧表で確認することができます。



「労働保険継続事業一括認可等確認照会票」を記入する。

※ P.15の様式をコピーして使用できます。

※ 埼玉労働局ホームページ（労働保険関係）からダウンロードも可能です。



埼玉労働局労働保険徴収課に郵送する。

※ FAXや電話による照会依頼はお受けしておりません。

※ **必ず返信用封筒(切手貼付)**を同封してください。

※任意様式（埼玉局用）

照会年月日

3年4月1日

提出日または発送日
を記入

埼玉労働局長 殿

労働保険継続事業一括認可等確認照会票

1 照会理由

認可通知書を紛失したため

照会すること
なった理由を記入

2 指定を受けている事業

	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
労働保険番号	11	1	01	000000	000
所在地	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー15F				
名称	埼玉労働株式会社				

指定事業の所在地・名称・労働保険番号を記入

3 照会内容

指定事業に一括されている被一括事業場を照会

4 代理人（社会保険労務士等）に照会を依頼する場合に、記入願います。

下記の者を代理人と定め、上記3に関することを委任します。

(代理人) さいたま市大宮区桜木町1-9-4
住 所 エクセレント大宮ビル4F
氏 名 社会保険労務士 安定 太郎
電話番号 (048-658-1145番)

代理人による照会
依頼をする場合は
代理人の住所・氏
名・電話番号を記
入

事業主

所在地 さいたま市中央区新都心11-2
ランド・アクシス・タワー15F
名 称 埼玉労働株式会社
代表者名 代表取締役 労働 太郎
担当者名 総務課 労働 史郎
電話番号 (048-600-6203番)

事業主の所在地・
名称・代表者名を
記入

※ 照会については、埼玉労働局労働保険徴収課あてに郵送（切手貼付返信用封筒を同封）又は窓口で直接依頼してください。

埼玉労働局の管轄区域

さいたま労働基準監督署	さいたま市(岩槻区を除く)・鴻巣市(旧川里町を除く)・上尾市・朝霞市・志木市・和光市・新座市・桶川市・北本市・伊奈町
川口労働基準監督署	川口市・蕨市・戸田市
熊谷労働基準監督署	熊谷市・深谷市・本庄市・寄居町・神川町・上里町・美里町
川越労働基準監督署	川越市・東松山市・富士見市・ふじみ野市・坂戸市・鶴ヶ島市・小川町・嵐山町・越生町・川島町・吉見町・毛呂山町・鳩山町・滑川町・ときがわ町・東秩父村
春日部労働基準監督署	春日部市・さいたま市のうち岩槻区・久喜市・草加市・越谷市・三郷市・八潮市・蓮田市・幸手市・吉川市・白岡市・宮代町・杉戸町・松伏町
所沢労働基準監督署	所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市・三芳町
行田労働基準監督署	行田市・加須市・羽生市・鴻巣市のうち旧川里町
秩父労働基準監督署	秩父市・皆野町・長瀬町・小鹿野町・横瀬町

※ 雇用保険のみが成立している事業の場合における書類提出先は管轄の公共職業安定所（ハローワーク）になります。

埼玉労働局長 殿

労働保険継続事業一括認可等確認照会票

1 照会理由

2 指定を受けている事業

	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
労働保険番号					
所在地					
名称					

3 照会内容

指定事業に一括されている被一括事業場を照会

4 代理人（社会保険労務士等）に照会を依頼する場合に、記入願います。

下記の者を代理人と定め、上記3に関することを委任します。

（代理人）

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号（ — — 番）

事業主

所在地 _____

名 称 _____

代表者名 _____

担当者名 _____

電話番号（ — — 番）

※ 照会については、埼玉労働局労働保険徴収課あてに郵送（切手貼付返信用封筒を同封）又は窓口に直接依頼してください。

埼玉労働局

総務部 労働保険徴収課

〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2
ランド・アクシス・タワー15階

TEL 048-600-6203

FAX 048-600-6223

記入例は見本であり、実際に記入する内容とは異なりますのでご注意ください。